

(素案)

上越市みんなで防犯  
安全安心まちづくり  
推 進 計 画

(改定版)

(平成 27 年度～平成 34 年度)

上 越 市

# 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 目次

## 第1章 計画策定の趣旨と背景等

1 計画策定の趣旨及び改訂.....	1
2 計画策定の背景 .....	2
3 計画の性格 .....	3
4 計画の期間等 .....	3

## 第2章 犯罪の現状と市民の防犯意識等

1 犯罪発生の実況 .....	4
2 罪種別実況 .....	5
3 身近なところで起こりうる犯罪の実況 .....	9
3-1 窃盗犯の手口別実況 .....	9
3-2 「カギかけ施錠」の実況.....	10
4 悪質・巧妙な特殊詐欺.....	11
5 子どもの安全 .....	13
5-1 不審者情報 .....	13
5-2 上越市安全安心情報配信システム（安全メール）.....	15
6 各区の地域特性.....	17
7 市民の意識 .....	20
7-1 防犯意識 .....	20
7-2 地域防犯 .....	21
7-3 防犯環境 .....	22

## 第3章 計画の基本目標と取組の基本方向等

1 基本目標 .....	24
2 重点目標 .....	25
3 取組の基本方向 .....	26
3-1 意識づくり .....	27
3-2 地域づくり .....	28
3-3 環境づくり .....	29

4	安全安心まちづくりの配慮事項 .....	31
4-1	来越者の安全確保 .....	32
4-2	事業者による防犯活動 .....	33
4-3	犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組 .....	34
4-4	被害者・加害者をつくらない教育 .....	35
4-5	犯罪被害者等に対する支援 .....	36
4-6	地域の特性を生かした取組 .....	37
4-7	制度の改善・見直し.....	37
5	計画の体系.....	39

#### 第4章 計画の基本方向を構成する主要事業

1	意識づくり .....	40
1-1	防犯意識の広報啓発 .....	41
1-2	防犯教室、講習会の開催 .....	44
1-3	防犯情報の提供 .....	47
2	地域づくり .....	50
2-1	自主防犯活動の推進 .....	50
2-2	人材の育成 .....	52
2-3	安全の確保について配慮を必要とする方が 安全で安心して暮らせる取組の推進 .....	54
2-4	青少年健全育成活動の推進 .....	56
3	環境づくり .....	60
3-1	犯罪の防止に配慮した基盤（インフラ）整備 .....	61
3-2	犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発 .....	64
3-3	学校・通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進 ..	65
3-4	相談業務の整備.....	67

#### 第5章 計画の推進体制

1	推進会議の設置 .....	71
2	庁内検討会議の設置 .....	71
3	計画の見直し .....	71

---

---

## 第1章 計画策定の趣旨と背景等

---

---

---

### 1 計画策定の趣旨及び改訂

---

本計画は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」(平成18年9月29日条例第57号、以下「条例」という。)に基づいて策定するものです。

本市は、豊かな自然、歴史と文化に恵まれ、この地に暮らす私たちは、これらがもたらす様々な恩恵を享受しお互いを支えあう心を大切にしながら、地域社会をはぐくんできました。

しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化も顕著となってきました。

こうした中、私たちが安全で安心して暮らせる生活を確保するためには、恵まれた生活環境を維持し、豊かで活力に満ちた明るい地域社会、清潔で美しいまちを目指しつつ、犯罪を抑止する機能を充実・強化していくことが必要です。

安全で安心なまちづくりは、市及び市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、「地域の安全は自ら守る」との認識を持ち、それぞれの責任を果たしつつ連携し、行動していくことが必要です。

本計画は、市民はもとより本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる明るい地域社会を築き、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するための施策の基本方針、長期的な目標を明確にし、総合的かつ計画的な施策を展開するためのものであり、平成19年度に策定後、安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な展開を進めてきました。

このたび計画期間(平成19年度から平成26年度)の満了により、前計画の構成を踏襲しつつ、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これらの取組の成果や課題を考え合わせて、推進計画を策定するものです。

---

## 2 計画策定の背景

---

本市では、「地域の安全は自ら守る」という認識の下、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを決意し、平成18年に制定した条例に基づいて策定した「みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」により、各種施策に取り組んできました。

それらの取組の結果、当市における犯罪認知件数は、ピークであった平成14年の3,242件から平成25年は1,300件で約60%減少しました。

しかし、侵入盗や万引き、自転車盗などの窃盗犯が依然として多く発生しているほか、社会的弱者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺が平成26年に急増しており、この要因として、以下のことが挙げられます。

- 急激な社会経済環境の変化やこれに伴う高ストレス社会を背景に、他人を思いやる心や規範意識が希薄化し、罪を犯すことの抵抗感が弱まっていること。
- 核家族化や生活様式の多様化、都市化や過疎化などにより、地域の間人関係が薄れて、周囲に対し無関心の傾向が強まっていること。
- 防犯意識は高まりつつあるものの「自分だけは大丈夫だろう」と楽観し、例えば、鍵かけを怠るなど、防犯意識が十分認識されていないこと。
- 高齢化の進展により、単身や高齢者のみ世帯が増加する中で、核家族化や過疎化により家族や地域における見守り機能が弱まり、高齢者自身の情報不足や認知機能が低下していること。
- 家庭における親と子のふれあう時間が減少していることや地域の行事などで顔を合わす機会が減り、大人が他人の子どもに無関心になっていることから、家族や地域が子どもを健全に育成する機能が低下していること。
- 携帯電話やインターネットの急速な普及により、これらを悪用した特殊詐欺、不正取引や情報流出などの新たな犯罪が発生していること。

このことから市では、これらの要因を踏まえつつ、これまで実施してきた取組成果の評価・検証を行ったうえで、より効果的な取組を行うため推進計画を改訂し、引き続き犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するものです。

---

### 3 計画の性格

---

本計画は、条例に基づき、市民が安全で安心して暮らし、さらには本市を訪れる人々にも安全で安心して滞在することができる地域社会の実現に向けて、本市が実施する、あるいは今後実施しようとする施策について「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」という視点で集約し、体系化したものです。

また、本計画は、国や県の各種計画・指針との整合を図るとともに、上越市第6次総合計画を上位計画として位置づけ改訂したものです。

---

### 4 計画の期間等

---

① 計画の期間

平成27年度から平成34年度までの8年間

② 計画の見直し

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位計画である上越市第6次総合計画と整合し、期間を平成34年度までの8年間として、「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」を目指します。

この実現に向けた重点目標は、新潟県の「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」と整合を図りつつ、平成27年度から30年度までを前期、平成31年度から34年度までを後期とし、前期の進捗状況を分析・検証し後期の取組につなげていきます。

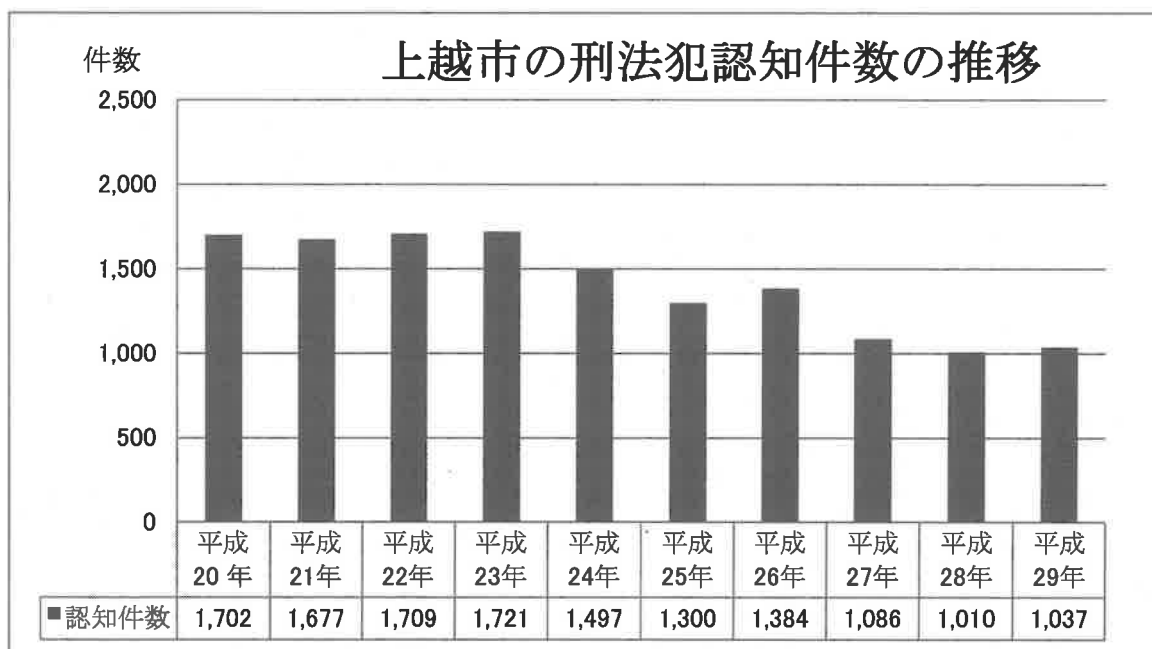
また、社会環境の変化などを踏まえて、計画の内容等についても必要に応じて見直します。

③ 進捗状況の公表

本計画に基づく施策の進捗状況については、広報上越、市ホームページ等を活用し、毎年度公表していきます。

## 第2章 犯罪の現状と市民の防犯意識等

### 1 犯罪発生の現状

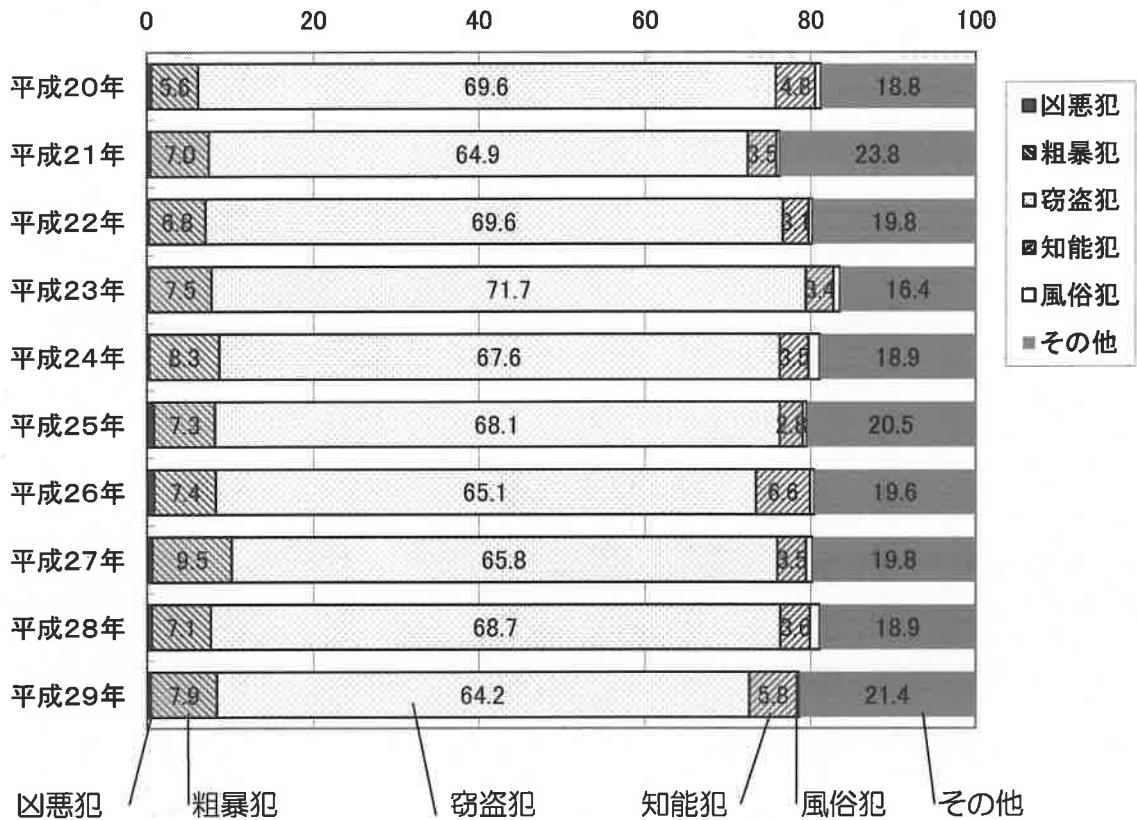


※国、県とデータの整合を図るため、警察の年間データを掲載します。(以下同じ。)

※ 刑法犯認知件数とは、刑法（暴力行為等処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む。）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、警察において被害届、告訴等を受理した件数です。道路交通法やその他の法律に規定された違反や罪は含みません。

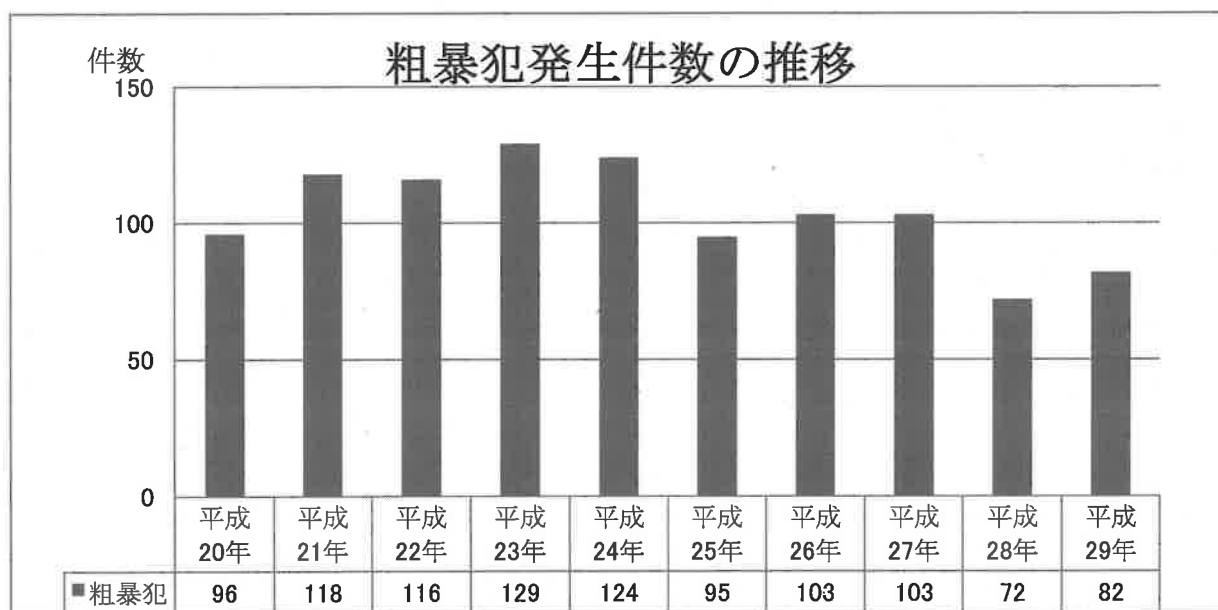
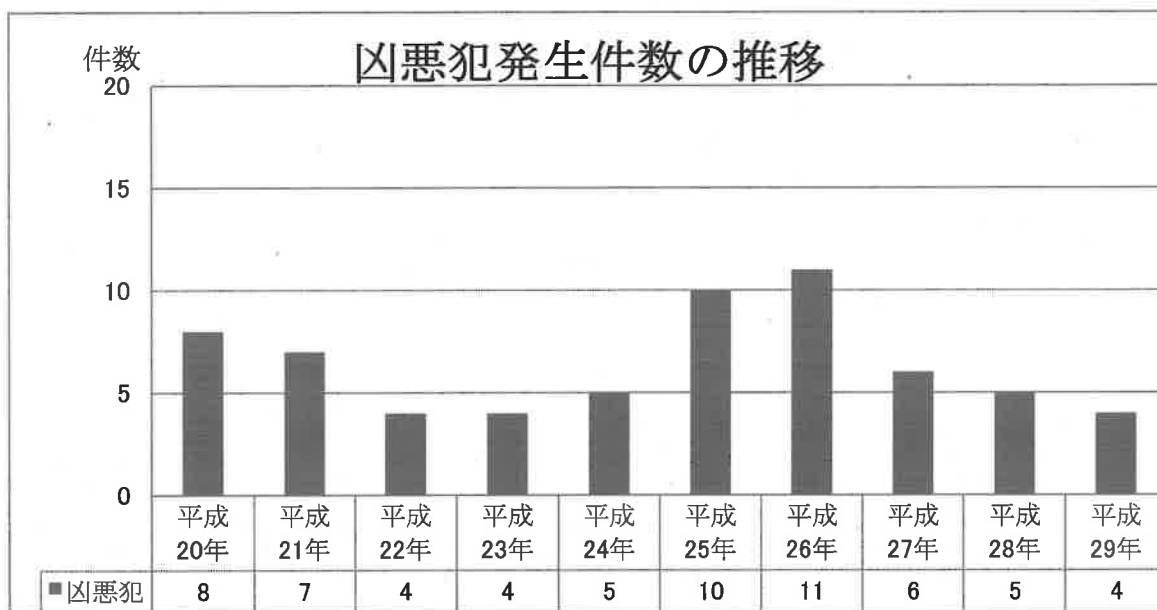
## 2 罪種別状況

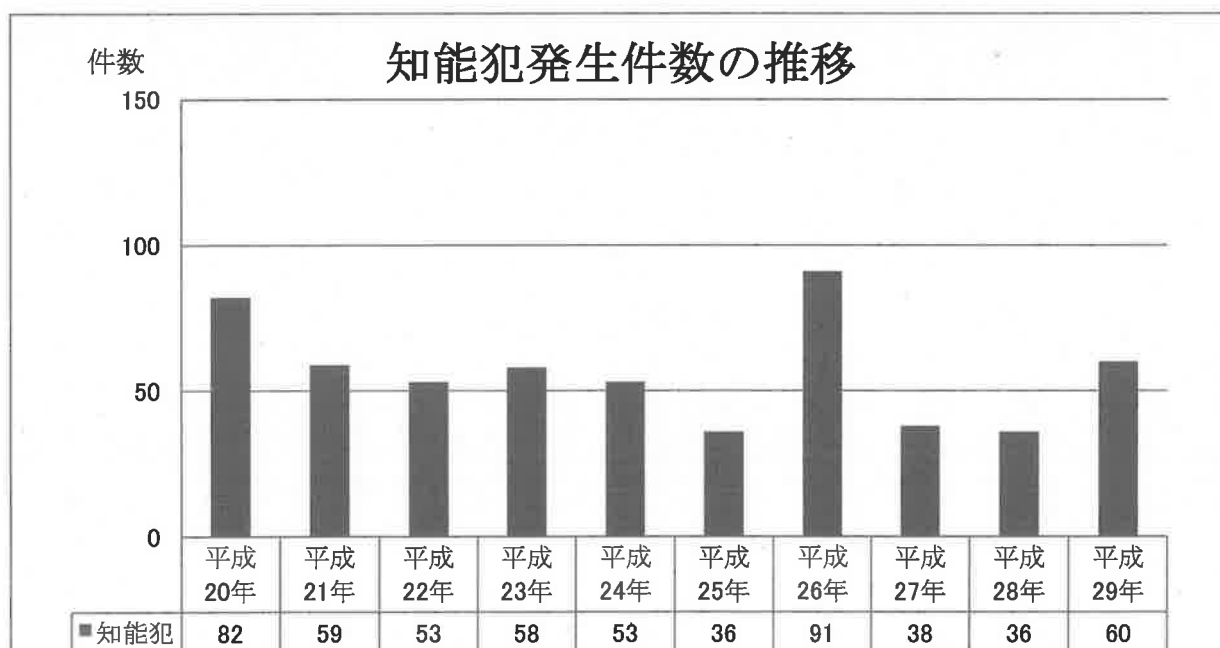
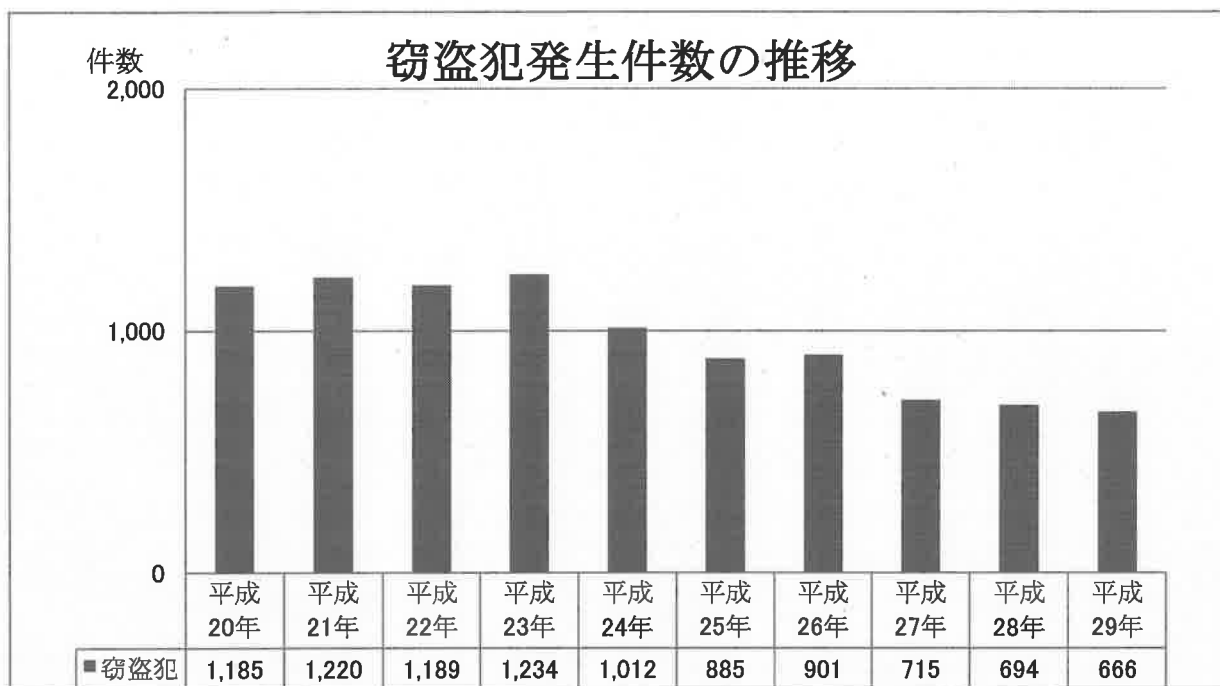
罪種別構成比の推移

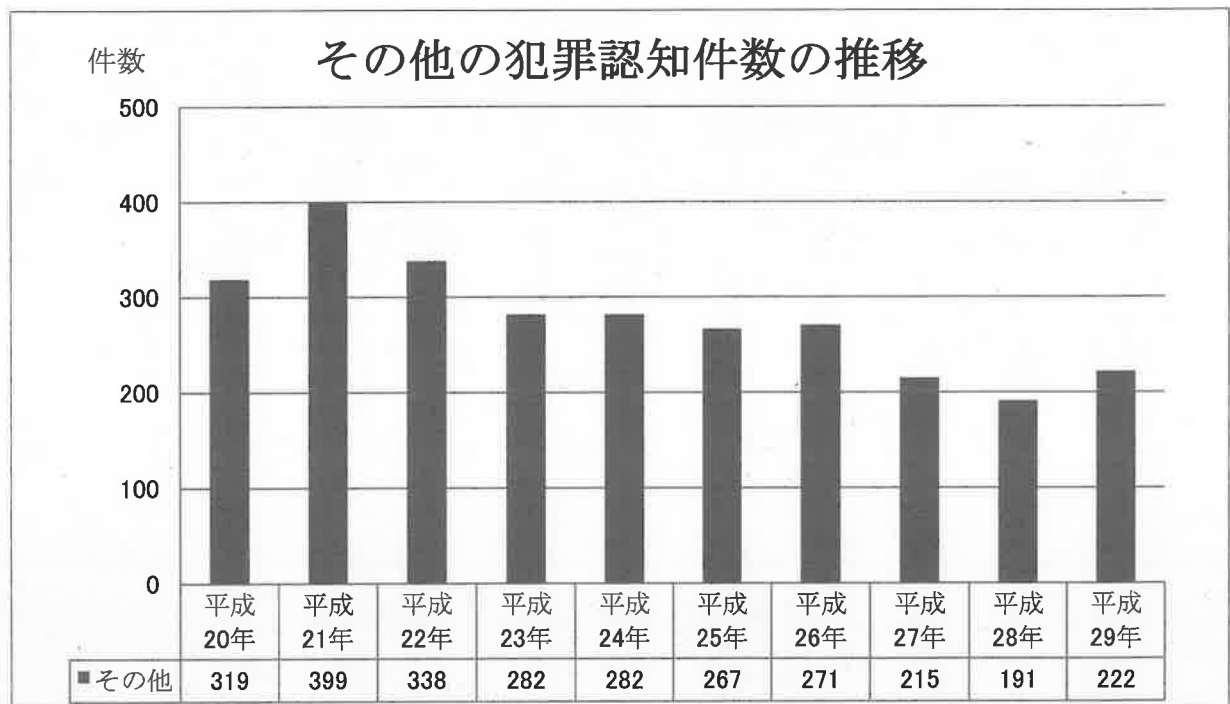
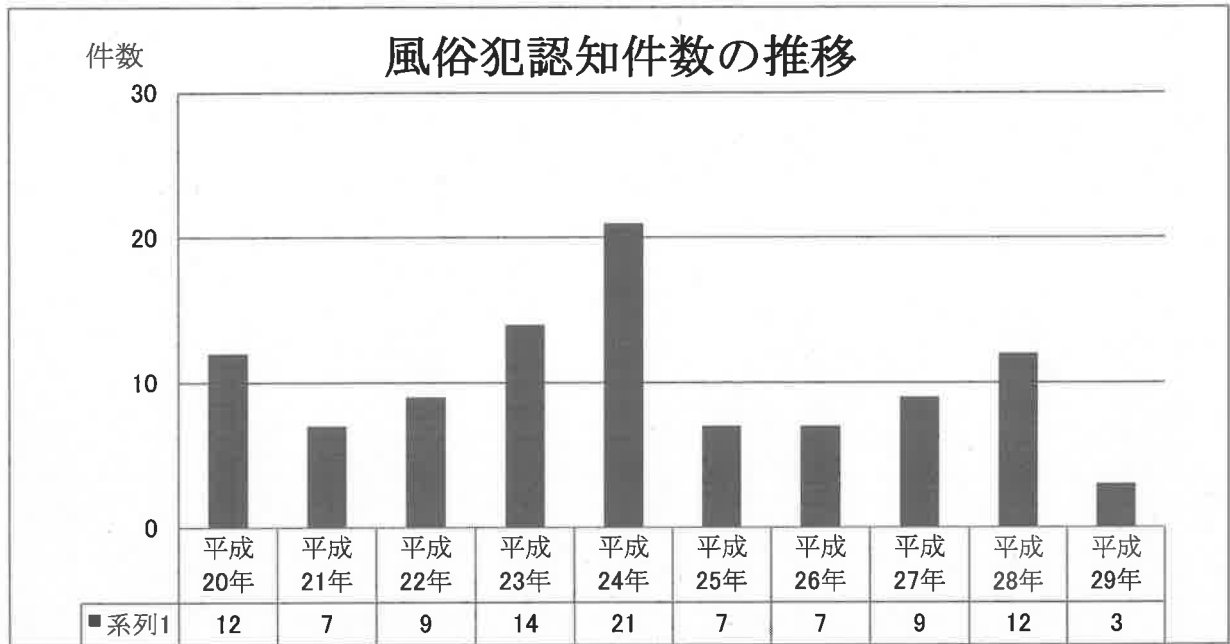


- ※凡例
- 凶悪犯 : 殺人、強盗、放火、強姦などの罪
  - 粗暴犯 : 暴行、傷害、脅迫、恐喝などの罪
  - 窃盗犯 : 窃盗の罪
  - 知能犯 : 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任などの罪
  - 風俗犯 : 賭博、強制わいせつ、公然わいせつなどの罪
  - その他 : 器物損壊、住居侵入、占有離脱物横領などの罪









### 3 身近なところで起こりうる犯罪の状況

#### 3-1 窃盗犯の手口別状況

#### 窃盗犯の手口別状況（平成 29 年）

侵入盗	住宅対象		38 件 (5.7%)	145 件 (21.8%)
	住宅以外対象		107 件 (16.0%)	
	小 計		145 件 (21.7%)	
非侵入盗	乗り物盗	自転車盗	87 件 (13.0%)	95 件 (14.2%)
		オートバイ盗	4 件 (0.6%)	
		自動車盗	4 件 (0.6%)	
	車上ねらい		51 件 (7.6%)	426 件 (64.0%)
	払出盗		4 件 (0.6%)	
	置引き		34 件 (5.1%)	
	万引き		186 件 (27.9%)	
	色情ねらい		10 件 (1.5%)	
	部品ねらい		10 件 (1.5%)	
	その他		131 件 (19.6%)	
小 計		521 件 (78.2%)		
合 計		666 件 (100%)		

### 3-2 「カギかけ施錠」の状況

#### 主な窃盗事件の施錠忘れによる被害率（平成26年・平成29年）

		空き巣 ※1	忍び込み ※2	自転車盗	自動車盗	オートバイ盗	車上ねらい
上越市	平成26年	90.7%	97.0%	70.8%	50.0%	57.1%	59.8%
	平成29年	70.0%	81.8%	81.4%	25.0%	25.0%	56.9%
新潟県	平成26年	75.5%	89.0%	74.0%	77.0%	70.2%	64.2%
	平成29年	64.0%	87.9%	74.0%	73.0%	75.0%	73.0%
全国	平成26年	45.7%	78.9%	58.3%	26.6%	26.6%	47.3%
	平成29年	45.8%	76.3%	25.5%	58.5%	27.8%	50.7%

※1 空き巣：家人が不在の屋内に侵入し金品を盗むこと

※2 忍び込み：夜間家人の就寝時等に屋内に侵入し金品を盗むこと

#### 4 悪質・巧妙な特殊詐欺

特殊詐欺は、電話等を使って被害者に高額な現金を振り込ませる等、悪質・巧妙な手口の犯罪であり、手口が多様化、巧妙化しながら、現在でも全国的に被害が続いています。

特殊詐欺とは、表に示すとおり、2つの種類に区分され、8つに類型化されます。

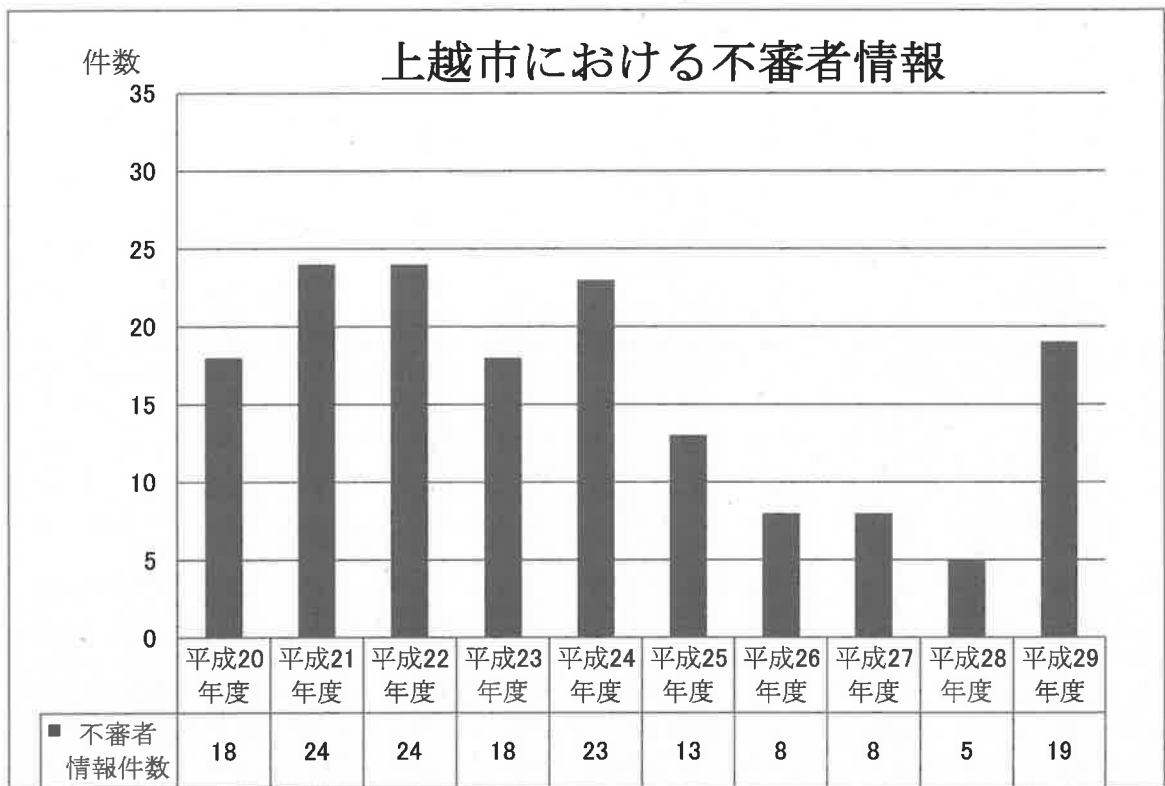
種 類	類 型	
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	電話を利用し、家族や警察官、弁護士等を装って交通事故の示談金や借金返済等を名目にして現金を預金口座等に振り込ませたり、直接受け取りに来て騙し取るもの
	架空請求詐欺	郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送りつけ、口座に現金を振り込ませたり、電子マネーを騙し取るもの
	融資保証金詐欺	実際には融資をしないにもかかわらず、融資をする旨の文書等を送付するなどして、預金口座等に現金を振り込ませて騙し取るもの
	還付金等詐欺	公の機関を装って、過払いの医療費などの還付を名目にして、ATM機を操作させ、口座振替をさせて騙し取るもの
振り込め詐欺以外	金融商品等取引名目詐欺	パンフレットを送りつけ、「必ず儲かる」などと騙し、未公開株や社債などの購入を勧め、購入代金などの名目で現金を騙し取るもの
	異性との交際あっせん名目詐欺	雑誌やメールなどで「恋人紹介」などと表示して顧客を募集し、これに申し込んだ者から紹介料や保証料などの名目で現金を騙し取るもの
	ギャンブル必勝情報提供名目詐欺	雑誌やメールなどで「パチンコ必勝法」「競馬必勝法」などを販売するなど表示して顧客を募集し、購入を申し込んだ者から情報提供料などの名目で現金を騙し取るもの
	その他の名目詐欺	上記以外の非面接詐欺

特殊詐欺の被害発生状況（平成 25 年～平成 29 年）

区 分	被害金額	被 害 件 数（件）									
		オレ オレ	架空 請求	融資 保証 金	還付 金等	金融 商品 等取 引	ギャ ンプ ル必 勝	異性 交際 あっ せん	その 他	合 計	
上越市	平成 25 年	約 3,200 万円	3	5	1	0	2	0	0	0	11
	平成 26 年	約 1 億 932 万円	15	7	0	12	2	1	0	3	40
	平成 27 年	約 2,128 万円	4	4	0	2	0	2	0	0	12
	平成 28 年	約 1,418 万円	1	7	0	0	1	0	0	0	9
	平成 29 年	約 2,652 万円	3	11	1	0	0	0	0	0	15
新潟県	平成 28 年	約 4 億 6,056 万円	53	89	13	20	3	3	1	0	182
	平成 29 年	約 5 億 7,253 万円	60	125	11	9	2	1	0	0	208
全 国	平成 28 年	約 407 億 7,000 万円	5,753	3,742	428	3,682	346	117	26	60	14,154
	平成 29 年	約 394 億 7,000 万円	8,496	5,753	548	3,129	104	113	21	48	18,212

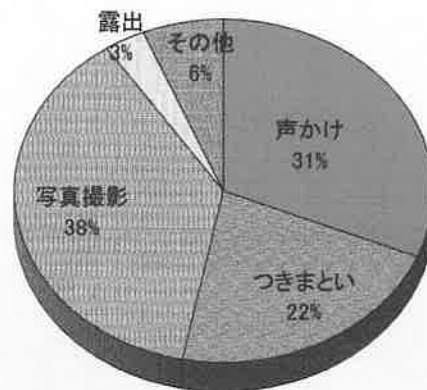
## 5 子どもの安全

### 5-1 不審者情報



不審者情報（平成27年度から平成29年度までの累計）について態様別でみると、

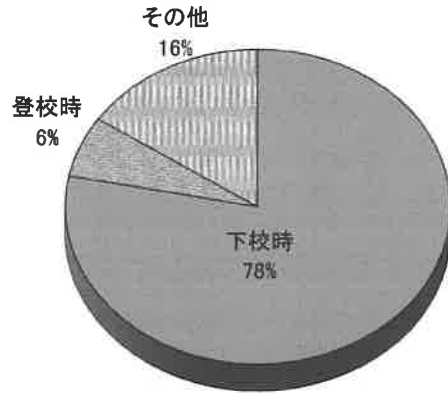
- ・声かけ 10件
- ・つきまとい 7件
- ・写真撮影 12件
- ・露出 1件
- ・その他 2件





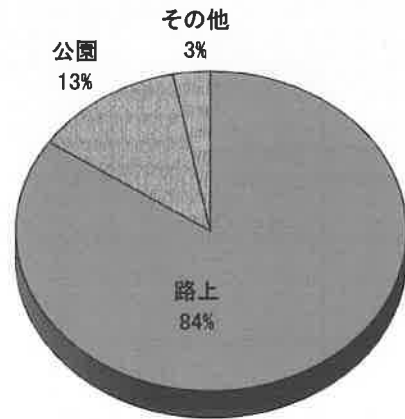
時間帯別でみると、

- ・下校時 25 件  
(15～18 時)
- ・登校時 2 件  
(～9 時)
- ・その他 5 件



場所別でみると、

- ・路上 27 件
- ・公園 4 件
- ・その他 1 件

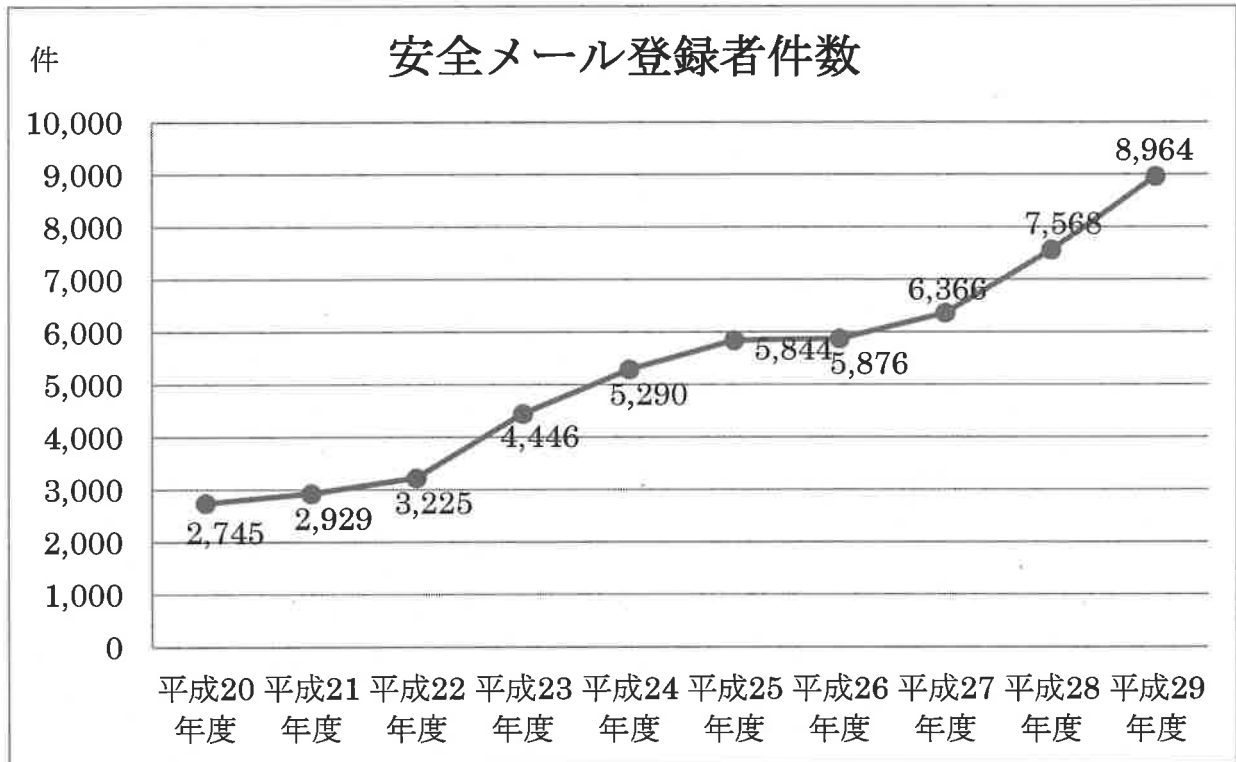


という状況にあります。

※ 5-1の不審者情報に係る統計は、上越市教育委員会で把握した内容であり、市内で発生した不審者事案のすべての件数ではありません。

また、これら不審者情報の中には、単に道を尋ねたり、善意で声をかけたりした行為などが含まれている可能性があります。

5-2 上越市安全安心情報配信システム(安全メール)

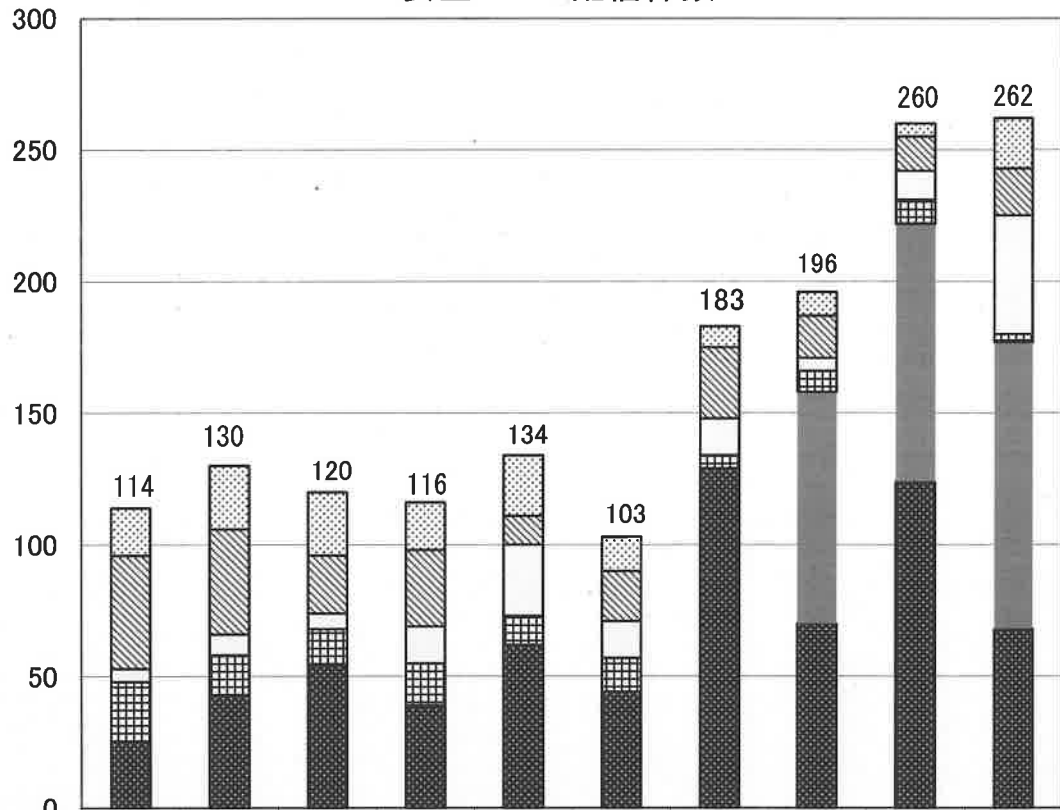


平成 29 年度の安全メールの配信件数は 262 件であり、次のとおりです。

不審者情報	19 件
防犯情報	18 件
防災情報	45 件
交通安全情報	3 件
火災情報	109 件
その他 (クマの出没など)	68 件

件

### 安全メール配信件数



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①不審者	18	24	24	18	23	13	8	9	5	19
②防犯	43	40	22	29	11	19	27	16	13	18
③防災	5	8	6	14	27	14	14	5	11	45
④交通	23	15	14	16	11	13	5	8	9	3
⑤火災								88	98	109
①不審者	25	43	54	39	62	44	129	70	124	68

6 各区の地域特性

犯罪率等の各区状況比較

	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	平成 26 年 刑法犯認知 件数 (件)	平成 29 年 刑法犯認知 件数 (件)	H29 認知 件数割合 (%)	犯罪率 (認知件数 /1000 人)
上越市	195,200	973	200.6	1,384	1,037	100.0	5.2
合併前の上越市	131,325	249	527.4	1,138	807	77.8	6.1
安塚区	2,433	70	34.7	4	7	0.7	2.9
浦川原区	3,393	51	66.5	30	14	1.4	4.1
大島区	1,581	72	21.9	6	3	0.3	1.9
牧区	1,904	61	31.2	0	2	0.2	1.1
柿崎区	9,739	85	114.5	42	25	2.4	2.6
大潟区	9,486	17	558	48	33	3.2	3.5
頸城区	9,486	38	249.6	47	37	3.6	3.9
吉川区	4,203	76	55.3	10	8	0.8	1.9
中郷区	3,799	44	86.3	5	9	0.8	2.4
板倉区	6,852	67	102.2	22	21	2.0	3.1
清里区	2,729	38	71.8	6	3	0.3	1.1
三和区	5,672	39	145.4	17	25	2.4	4.4
名立区	2,598	66	39.3	9	2	0.2	0.8
その他	-	-	-	-	41	3.9	-

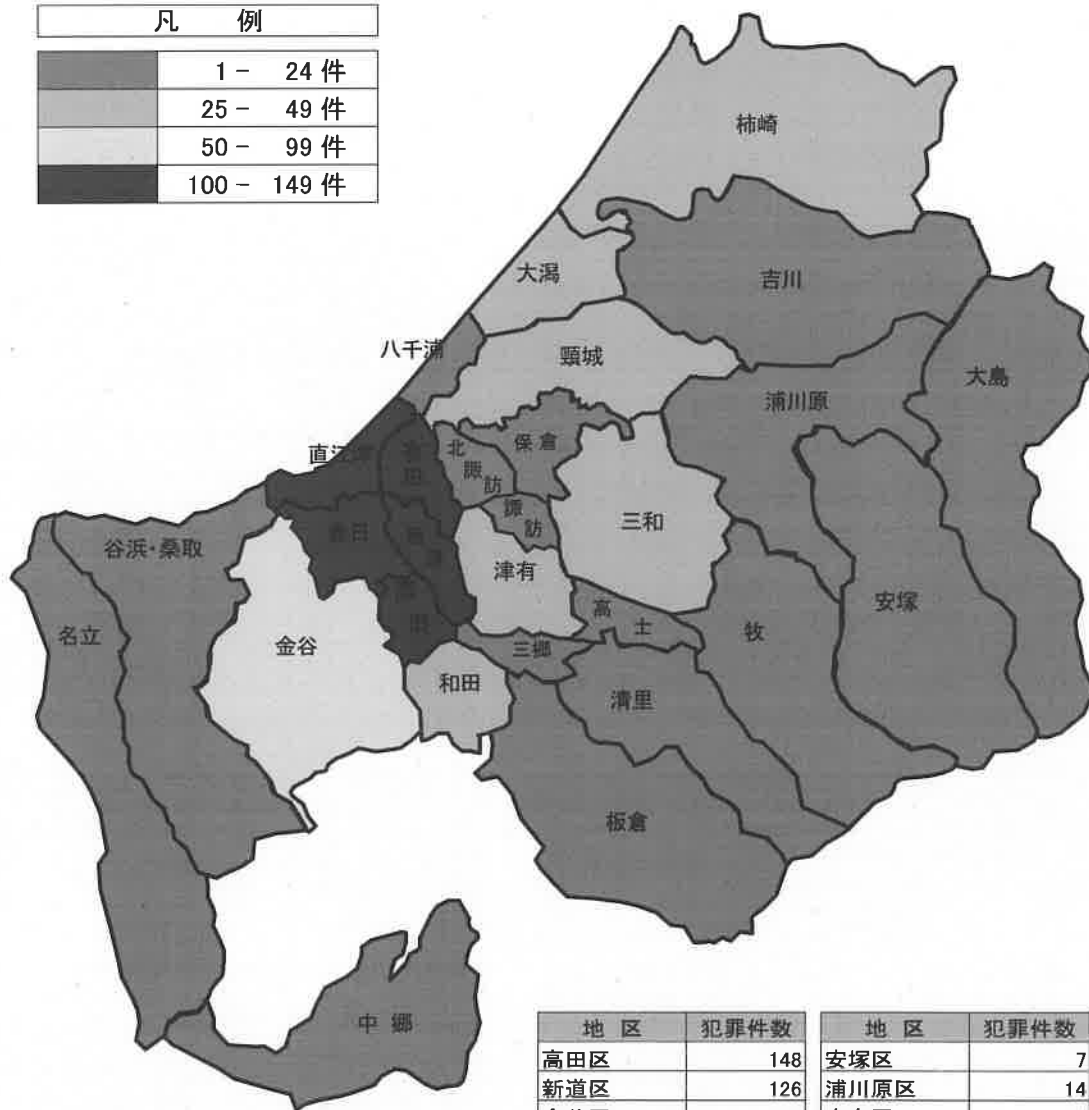
※ 人口は平成 29 年 12 月 31 日現在のものです。

# 上越市における罪種別刑法犯認知状況

## 犯罪発生件数マップ

平成 29 年中

凡 例	
	1 - 24 件
	25 - 49 件
	50 - 99 件
	100 - 149 件



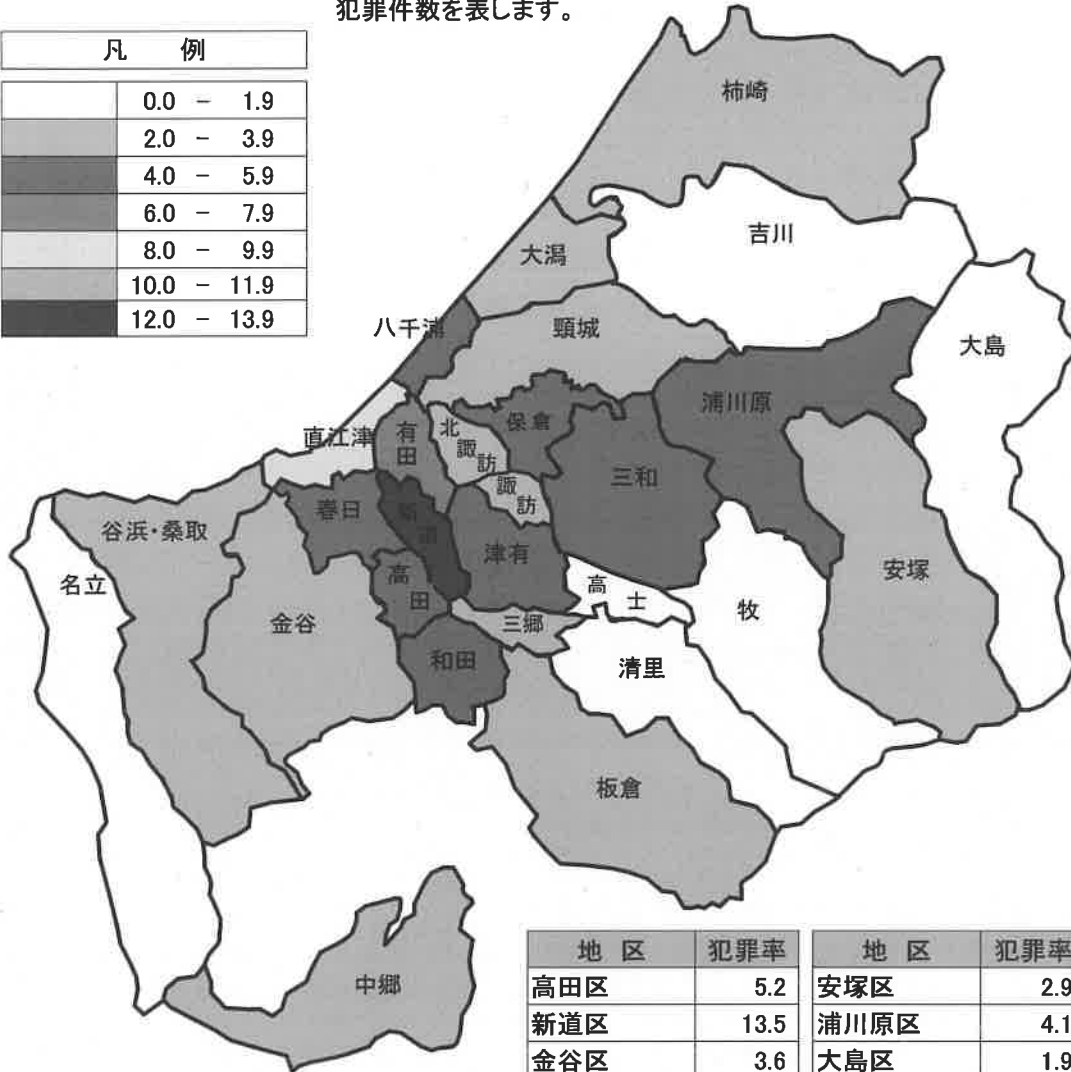
地区	犯罪件数	地区	犯罪件数
高田区	148	安塚区	7
新道区	126	浦川原区	14
金谷区	52	大島区	3
春日区	124	牧区	2
諏訪区	3	柿崎区	25
津有区	26	大潟区	33
三郷区	4	頸城区	37
和田区	27	吉川区	8
高土区	2	中郷区	9
直江津区	147	板倉区	21
有田区	108	清里区	3
八千浦区	22	三和区	25
保倉区	10	名立区	2
北諏訪区	4	不明	41
谷浜・桑取区	4	上越市全体	1,037

# 犯罪率マップ

平成 29 年中

犯罪率とは、人口1,000人あたりの  
犯罪件数を表します。

凡 例	
	0.0 - 1.9
	2.0 - 3.9
	4.0 - 5.9
	6.0 - 7.9
	8.0 - 9.9
	10.0 - 11.9
	12.0 - 13.9



地 区	犯罪率	地 区	犯罪率
高田区	5.2	安塚区	2.9
新道区	13.5	浦川原区	4.1
金谷区	3.6	大島区	1.9
春日区	5.6	牧区	1.1
諏訪区	3.0	柿崎区	2.6
津有区	5.3	大湫区	3.5
三郷区	2.9	頸城区	3.9
和田区	4.5	吉川区	1.9
高士区	1.4	中郷区	2.4
直江津区	8.3	板倉区	3.1
有田区	7.1	清里区	1.1
八千浦区	5.5	三和区	4.4
保倉区	4.7	名立区	0.8
北諏訪区	2.6	不明	—
谷浜・桑取区	2.5	上越市全体	5.3

## 7 市民の意識（市政モニターアンケート結果）

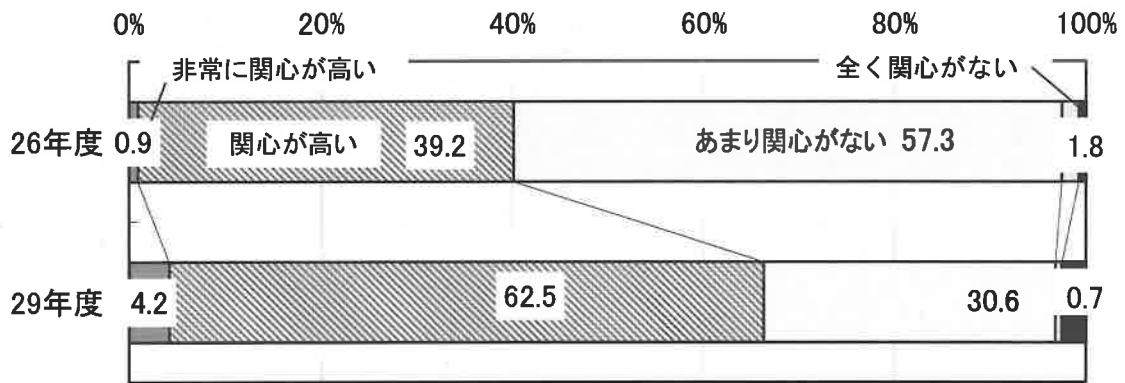
### 7-1 防犯意識

平成 29 年度の市政モニターアンケートでは、防犯への関心度について、全体の 66.7%が「関心が高い」という回答でした。※無回答は、除きます。（以下同じ）

《問》あなたが住む地域の方々は、「防犯」に関して関心が高いと思いますか。  
当てはまるものを1つ選んでください。

という質問に対し、	平成 26 年度	平成 29 年度
「非常に関心が高い」	0.9%	4.2%
「関心が高い」	39.2%	62.5%
「あまり関心が高くない」	57.3%	30.6%
「全く関心がない」	1.8%	0.7%

という結果でした。



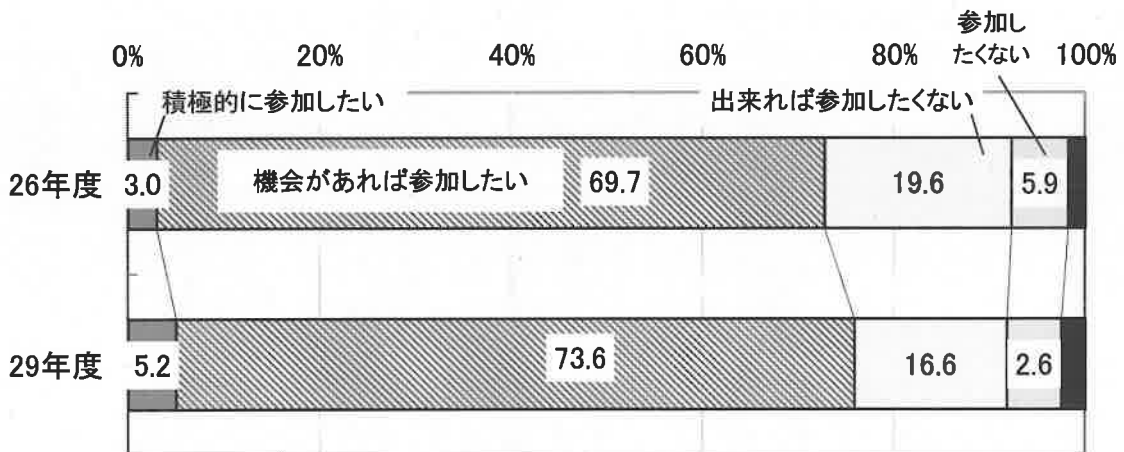
## 7-2 地域防犯

平成 29 年度の市政モニターアンケートでは、防犯活動との関わりについて、全体の 78.8%が「参加したい」と思っているものの、「積極的に参加したい」という回答は約 5.2%にとどまっています。

《問》 今後、あなたは地域での防犯活動に参加したいと思いますか。

という質問に対し、	平成 26 年度	平成 29 年度
「積極的に参加したい」	3.0%	5.2%
「機会があれば参加したい」	69.7%	73.6%
「出来れば参加したくない」	19.6%	16.6%
「参加したくない」	5.9%	2.6%

という結果でした。





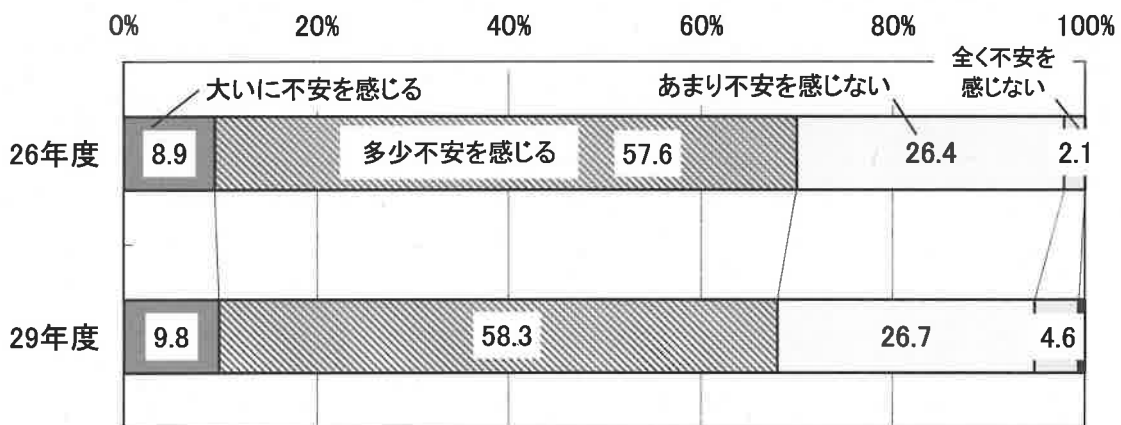
### 7-3 防犯環境

平成 29 年度の市政モニターアンケートでは、犯罪の被害者になることについて、全体の 68.1%の方が、何らかの犯罪の被害に遭うかもしれないという不安感を抱いてあります。

《問》あなたは、ご自身やご家族が「何らかの犯罪に巻き込まれて、被害者になるかもしれない」と不安を感じますか。当てはまるものを1つ選んでください。

という質問に対し、	平成 26 年度	平成 29 年度
「大いに不安を感じる」	8.9%	9.8%
「多少不安を感じる」	57.6%	58.3%
「あまり不安を感じない」	26.4%	26.7%
「全く不安を感じない」	2.1%	4.6%

という結果でした。

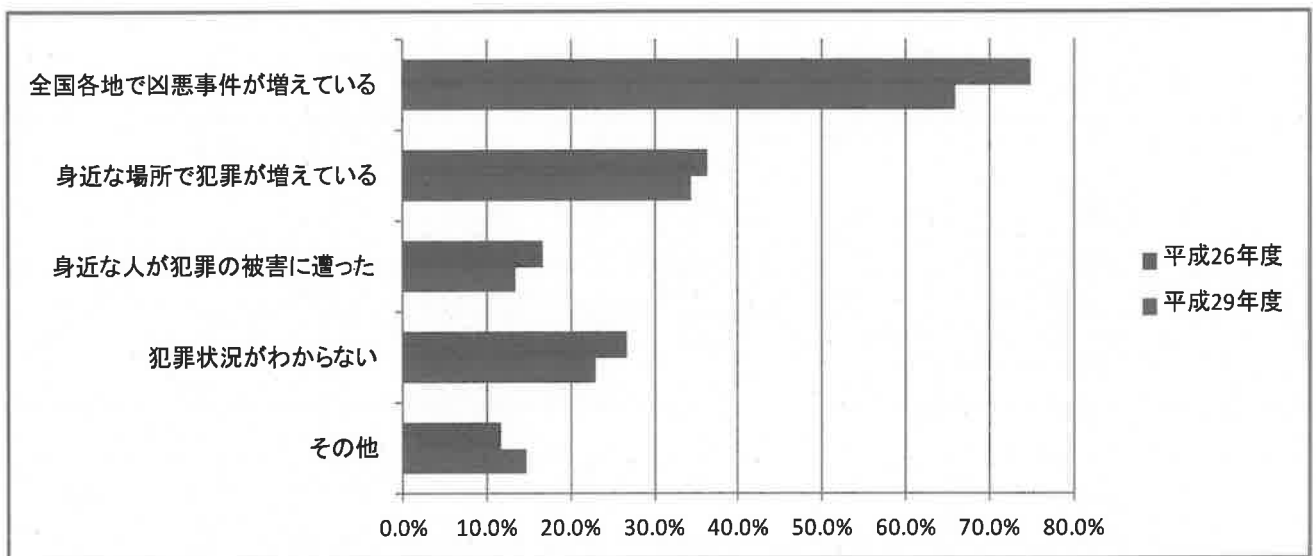


《問》 不安を感じる原因は何ですか。

当てはまるもの全てを選んでください。

という質問に対し、	平成 26 年度	平成 29 年度
「全国各地で凶悪事件が増えている」	74.9%	66.0%
「身近な場所で犯罪が増えている」	36.3%	34.4%
「身近な人が犯罪の被害に遭った」	16.6%	13.4%
「犯罪状況がわからない」	26.6%	23.0%
「その他」	11.6%	14.8%

という結果でした。



---

---

## 第3章 計画の基本目標と取組の基本方向等

---

---

### 1 基本目標

---

---

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くことはみんなの願いです。

この実現のため、市はもとより、市民、町内会、防犯団体、事業者が「地域の安全は自ら守る」という意識のもとで、地域社会の担い手として連携していく必要があります。

また、観光や通勤、通学などで本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができるまちづくりを推進していかなければなりません。

こうした認識から、本計画では安全安心まちづくりの基本目標を次のとおり掲げます。

#### 基本目標

「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」

---

## 2 重点目標

---

本計画は、犯罪のない地域社会の実現を目指していることから、刑法犯認知件数の具体的な減少数値の目標は設定せず、毎年度、新潟県警察本部が公表する刑法犯認知件数の実績を分析・検証するとともに進捗状況を管理し、主要事業に反映させていきます。

なお、条例では、刑法犯認知件数のみならず、警察に認知されない犯罪を含めたあらゆる犯罪のない地域社会の実現を目的としていることから、犯罪件数を減少させることを重点目標としました。

### 重点目標

犯罪発生件数を減少させる

### 3 取組の基本方向

本計画の基本目標や重点目標を達成するためには、多岐にわたる犯罪発生の背景や原因を踏まえた広範な対策や対応が必要です。

本計画においては、本市における犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現を、総合的かつ計画的に推進するため、前計画に引き続き、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の3つを基本方向として、具体的な施策に取り組みます。

また、本計画を推進していく上で、これら3つの基本方向について、その進捗の状態や程度を明らかとするため、市民の「防犯」に関する事項をバロメーターとし、市政モニターアンケートの結果を改善や向上の目安として示しました。

#### 基本方向

- 意識づくり…「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高める取組
- 地域づくり…「地域の安全は自ら守る」ため連帯感を持った地域づくりへの取組
- 環境づくり…「犯罪に遭わない、起こさせない」ための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組

### 3-1 意識づくり

「意識づくり」とは、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高める取組です。発生する犯罪のうち、その多くを占める自転車盗、車上ねらい、空き巣、忍び込みなどの窃盗犯は、市民の身近なところで起きています。

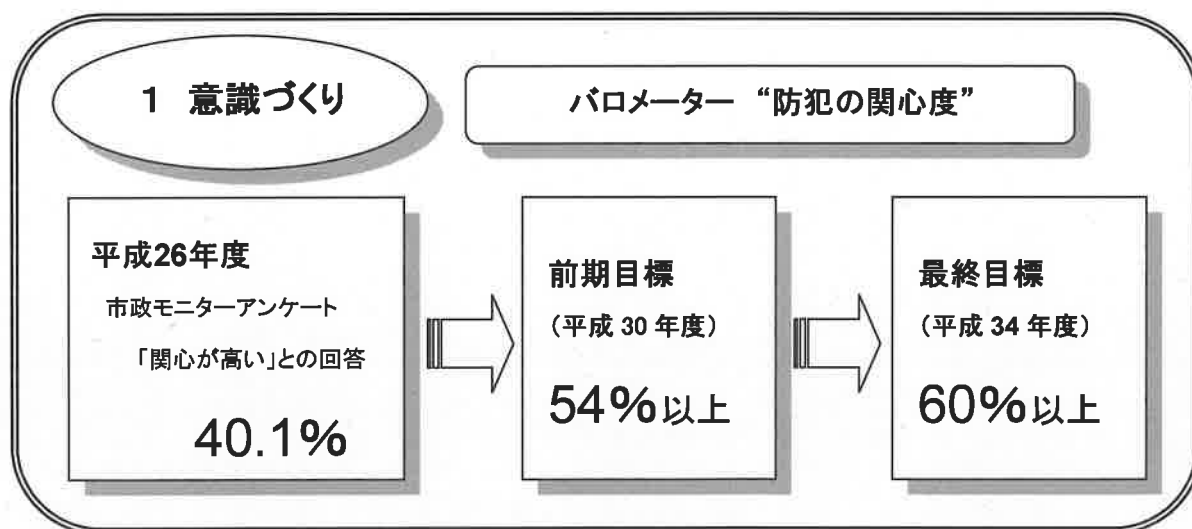
また、社会的弱者を狙った悪質・巧妙な特殊詐欺や悪徳商法などの犯罪が多発しています。こうした身近な犯罪は、北陸新幹線の開業や上信越自動車道の4車線化等、高速交通体系の進展に伴い、より広域的に増加することが懸念されることから、これら要因を踏まえた取組を進めていかななくてはなりません。

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現のための基本となる考え方は、市民一人ひとりが「地域の安全は自ら守る」という意識をもって防犯活動を行っていくことであり、市はこれらの活動を支援していくとともに、具体的な手口や犯罪から身を守る方法等を周知しながら、市民の自主防犯意識の高揚を図っていきます。

また、警察や関係機関と連携し、特殊詐欺の未然防止や早期発見するための相談体制の充実を図っていきます。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、市民の「防犯」の関心度が、「非常に関心が高い」あるいは「関心が高い」が全体の40.1%と半数を下回り、前計画でのバロメーターとして設定した60%を超えることができませんでした。

そこで、さらに諸施策を推進して計画期間の前期である平成30年度までに防犯の関心度を54%以上、そして最終年度となる平成34年度までに60%以上に向上させることを本計画の推進状況を測るための目安とします。



### 3-2 地域づくり

「地域づくり」とは、「地域の安全は自ら守る」ため連帯感を持った地域づくりの取組です。

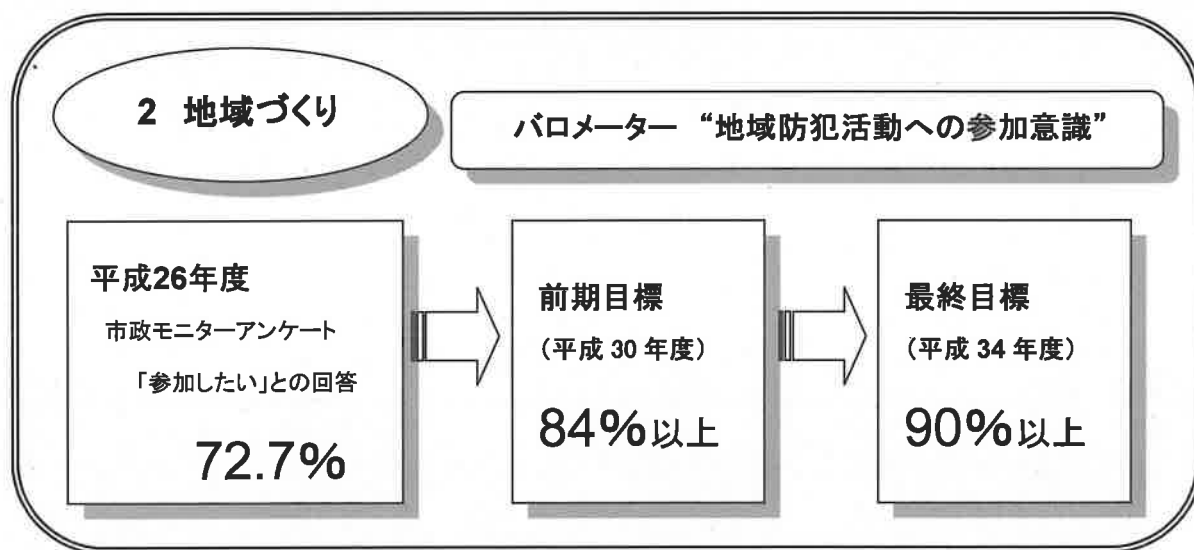
近年、都市化の進展や生活様式の多様化、また、情報伝達手段の飛躍的な進歩や変化などを背景として、地域社会における連帯感の希薄化が進み、コミュニティ活動の活力が低下してきているといわれています。

防犯面においても、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能が低下しつつあることから「地域の安全は自ら守る」という意識のもとに、お互いに守り支え合うコミュニティを形成する必要があります。

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現のため、地域防犯の意識を地域全体に広め、市ではこうした活動を支援し、地域づくりを推進していきます。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、地域の防犯活動に「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」が全体の72.7%と前計画でバロメーターとした90%を超えることができませんでした。

そこで、市民の関心の高い防犯活動への参加意識を具体的な活動につなげるための施策を研究し実行することで、計画期間の前期である平成30年度までに「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」を84%以上、そして最終年度となる平成34年度までに90%以上に向上させることを本計画の推進状況を測るための目安とします。



---

### 3-3 環境づくり

---

「環境づくり」とは、地域社会の「環境づくり」、つまり「犯罪に遭わない、起こさせない」ための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組です。

全国的に、本来安全であるべき学校や通学路において、子どもを対象とした事件や不審者による声かけ等が発生しています。また、道路、公園等での犯罪や住宅への侵入犯罪も多数発生しており、誰もが犯罪被害に遭う可能性が高くなっています。

こうしたことから、犯罪の温床となりにくい清潔で美しいまちを築くため、学校をはじめ公園や道路等の防犯性の向上や安全対策を推進し、犯罪の起こりにくい環境をつくる必要があります。

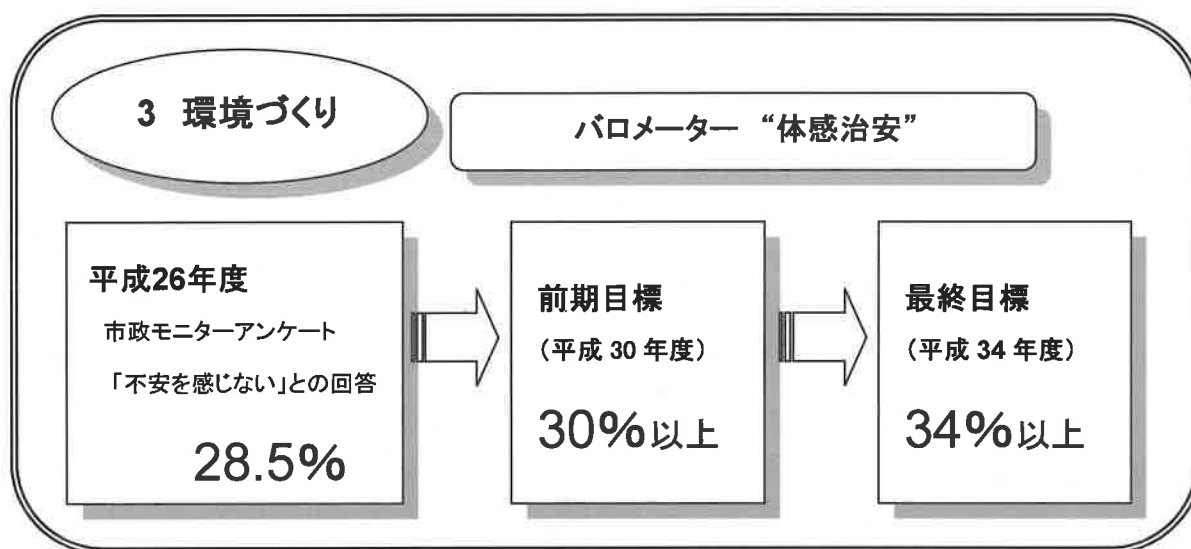
市では、市民の「犯罪に遭わない、起こさせない」ための環境づくりの取組を推進します。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、犯罪の被害者になりうることについて「まったく不安を感じない」、「あまり不安を感じない」が全体の28.5%という結果であり、前計画でバロメーターとして設定した35%を超えることができませんでした。

また、市民が被害に遭う不安を抱えている犯罪としては、侵入盗（空き巣、事務所荒し等）、商法犯罪（特殊詐欺等）、屋外での犯罪（車上ねらい、自動販売機ねらい等）、乗り物窃盗（自動車、自転車、バイク等）、性的犯罪（痴漢、ストーカー等）などの身近で起こりうる犯罪が多く、また犯罪被害への不安原因として「全国各地で凶悪事件が増えている」が全体の74.9%と圧倒的に多く、次いで「身近な場所で犯罪が増えている」、「犯罪状況がわからない」の順でした。



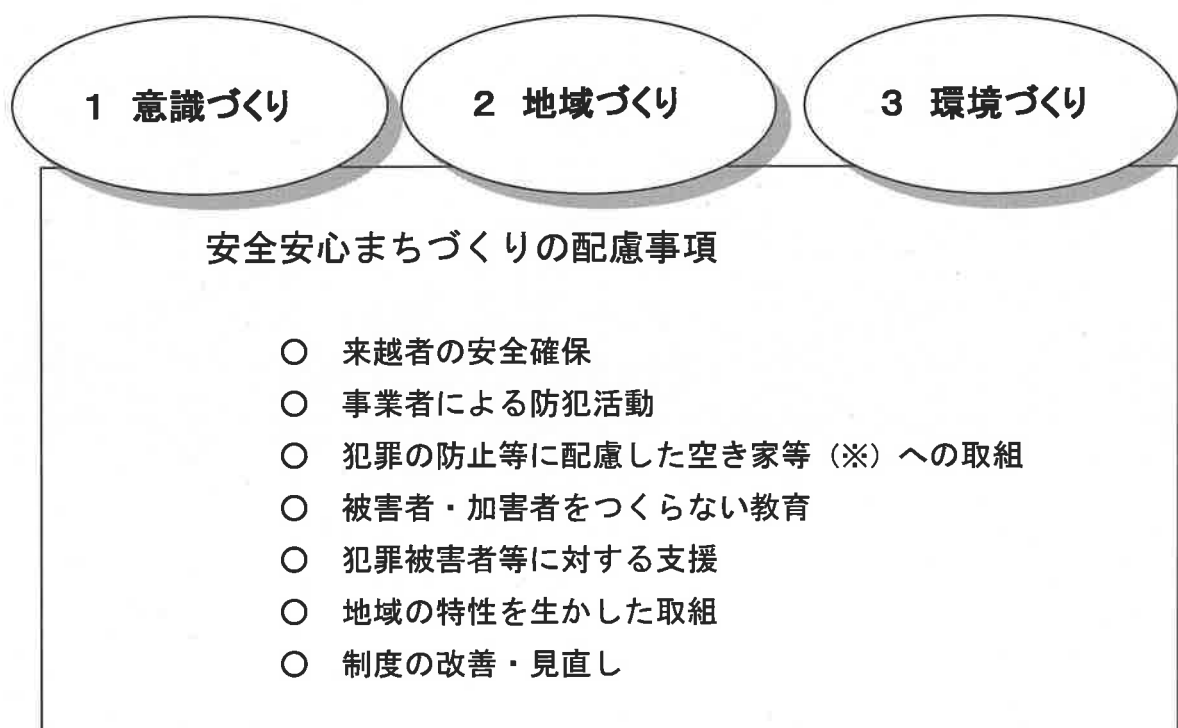
全国各地で発生する凶悪事件や身近な場所で発生する犯罪を背景に身近な安全（以下「体感治安」という）の悪化がうかがえますが、一方で犯罪状況がわからないことの不安感もあることから、さらに環境づくりの施策を推進するとともに、市民に安心感を与えるようなきめ細かな広報に努め、計画期間の前期である平成30年度までに「まったく不安を感じない」、「あまり不安を感じない」という“体感治安”を30%以上、そして最終年度となる平成34年度までに34%以上に向上させることを、本計画の推進状況を測るための目安とします。



#### 4 安全安心まちづくりの配慮事項

条例では、重点的に推進する事項や本市が独自に規定した責務、独自に取り組む施策などを明確にしています。

本計画では、条例で示すもののほか、前計画で示した7つの重要な事項について、引き続き施策や事業をより充実させるための視点として、安全安心まちづくりの配慮事項として位置付けることとしました。



（※）空き家等には空き地も含まれます。

---

#### 4-1 来越者の安全確保

---

市民はもとより本市を訪れる人々も含め、安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するため、「来越者の安全確保」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。

本市では、平成27年春北陸新幹線が開業したほか、上信越自動車道の4車線化、新水族博物館の建設など、まちの力が一層高まるとともに、様々な交流の契機となる夢のある大規模プロジェクトが進行しており、来越者が格段に増加することが見込まれます。

仕事や観光等で本市を訪れる人々に安全で安心して滞在していただくため、市や市民が、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、それぞれの防犯活動の積極的な取組を推進していくことが重要です。

市では、「来越者の安全確保」に配慮し、上越商工会議所・各区商工会、警察など関係する団体や機関と連携し、宿泊施設や観光施設などの事業者に理解を求め、意識啓発、広報活動、防犯情報の提供、防犯講習会等の開催に取り組んでいきます。

#### 4-2 事業者による防犯活動

事業者も地域社会を形成する重要な主体のひとつであることから、「事業者による防犯活動」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。

条例第7条では、「事業者の果たすべき責務」を定めています。

事業者には、自らの施設や事業活動に関して安全を確保し、従業員の意識を高め、知識の習得を図る配慮のほか、地域の一員として地域防犯活動へも参加していただくよう努めてもらうことが望まれます。

市では、上越商工会議所・各区商工会、上越市防犯協会、警察など関係する団体や機関と連携し、事業者を対象とした広報活動や防犯情報の提供、防犯活動への協力依頼、防犯講習会の開催などの支援に取り組んでいきます。

また、事業所等において犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めていきます。

#### 条例（抜粋）

##### （事業者の責務）

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その従業員の安全安心まちづくりに対する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。
  - 3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

---

#### 4-3 犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組

---

近年、過疎化の進行・人口の減少などの社会的要因や、事業経営・資産管理などの経済的要因により、空き家をはじめ管理放棄された住宅・アパート・事業所などが増加し、社会問題になっています。

管理が不十分な空き家等の増加はやがて、雑草の繁茂や害獣・害虫の発生、不法投棄の温床、景観の悪化につながるほか、建物の劣化による屋根や外壁の崩落、放火や不法侵入など犯罪の温床となることなど、防犯面のみならず、防災面や衛生上、景観上の問題発生が懸念されます。

空き家等は本来所有者（管理者、使用者を含む。）が適正に管理すべきものですが、まちの荒廃となる要因を最少化させ、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、「犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

---

#### 4-4 被害者・加害者をつくらない教育

---

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪の被害に遭わないための教育（被害者をつくらない教育）と、犯罪を起こさないための教育（加害者をつくらない教育）両者の充実を図っていく必要があることから、「被害者・加害者をつくらない教育」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

被害者をつくらない教育には、犯罪被害の予防策や防止策、対処方法などの知識の習得を目的とする、こども安全教室（幼児対象の連れ去り防止教室等）、児童安全教室（低学年児童対象の連れ去り防止教室等）、高齢者防犯教室、護身教室、不審者侵入対応訓練などがあります。

加害者をつくらない教育には、非行防止教室、薬物乱用防止教室、いじめ防止教室などがあります。

また、罪を犯す人の中には、子どもの頃に虐待を受けた経験のある場合が少なくないという指摘もあり、児童虐待防止を含めた防犯教育が、被害児童をつくらないだけでなく、将来の加害者をつくらないための重要な教育活動であると言えます。

市では、警察や上越少年サポートセンターなどの専門的な知識や技能を有する関係機関や民間団体等と連携を図り、被害者・加害者をつくらない教育に取り組んでいきます。

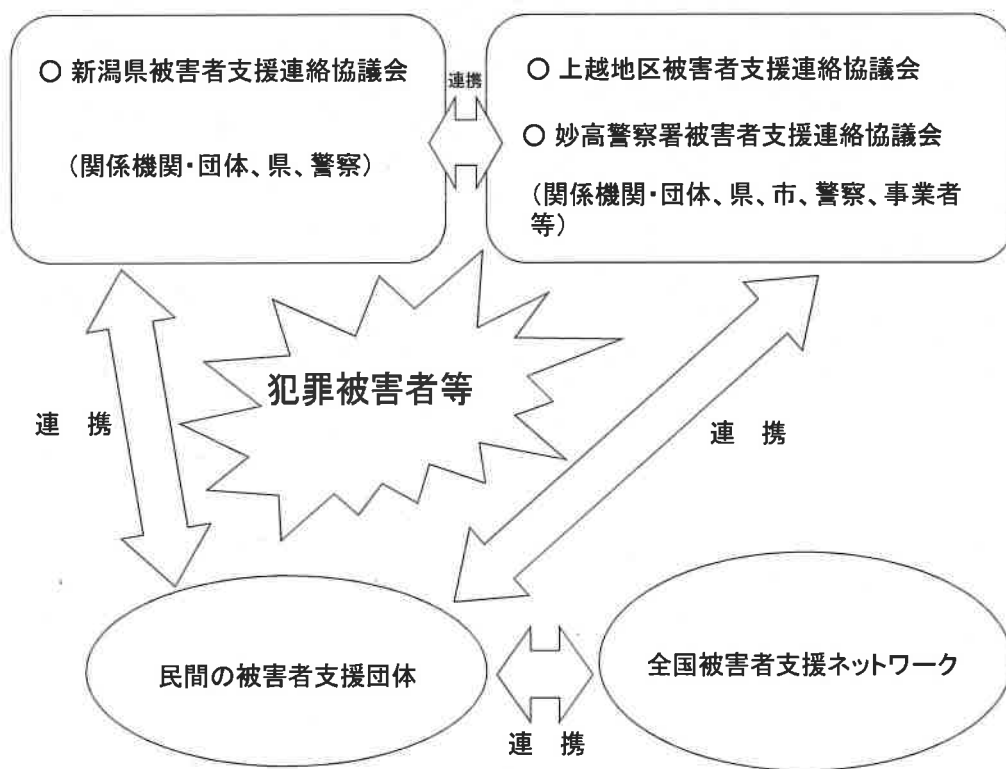
#### 4-5 犯罪被害者等に対する支援

犯罪の被害に遭った人やその家族が、少しでも早く立ち直ることができるように、「犯罪被害者に対する支援」を配慮事項に位置付け、警察署単位で設置する警察署被害者支援連絡協議会による取組を基本とし、国や県、関係機関と連携しながら、各種支援・相談窓口などそれぞれの機関の横断的な連携を図っていきます。

(次ページの犯罪被害者に対する支援制度等一覧表を参照。)

市では、市民の一番身近な窓口としてそれぞれの機関へ導く役割を果たしていくとともに、関係する庁内各課の連携を密にしています。

犯罪被害者に対する支援体制図



※ 犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項）

### 犯罪被害者に対する支援制度等一覧表

支援内容	制度名	関係機関、団体等
危機介入	指定被害者支援要員制度	警察
情報提供	被害者連絡制度	警察
	被害者等通知制度	検察庁
再被害防止	DV法※1に基づく保護命令等	県、市、警察、裁判所
	ストーカー規制法※2に基づく警告	県、市、警察、裁判所
	住民票の閲覧制限（DV、ストーカー）	市、警察
プライバシー保護	人権救済制度	法務省の人権擁護機関
経済的支援	犯罪被害給付制度	警察
	検案書、診断書、遺体搬送等の費用負担	警察
	所得控除	税務署
	犯罪被害救援基金	公益社団法人犯罪被害救援基金
裁判における支援	被害者支援要員制度	検察庁
	裁判における各種支援制度	裁判所
	不起訴処分の妥当性の審査	検察審査会
各種相談	各種相談	警察本部、警察署、少年サポートセンター、市
	被害者ホットライン	検察庁
	犯罪被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター（法テラス）
	無料相談	弁護士会
	被害に関する心の相談	公益社団法人にいがた被害者支援センター
	心の健康	精神保健福祉センター、保健所、市
	自殺防止	上越地域のいのちとこころの支援センター 社会福祉法人新潟いのちの電話
	カウンセリング	警察本部犯罪被害者支援室、県臨床心理士会
	子ども、女性、DV、児童虐待	県女性福祉相談所、児童相談所、警察、市
	暴力団に関する相談	新潟県暴力追放運動推進センター、警察
	人権相談	法務局、市
	悪質商法	県・市の消費生活センター

※1 DV法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

※2 ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）



---

#### 4-6 地域の特性を生かした取組

---

犯罪の発生には、地域の立地、環境、人口、交通等の特徴や様々な要素が影響を及ぼしあっているものと考えられるため、「地域の特性を生かした取組」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

本市は市域の拡大で様々な地域特性を有することから、市域全体に共通する支援や取組を行うだけでなく、それぞれの地域に即した視点を持つことが必要になります。

市では、これまでのモデル事業の取組を生かし、地域の特性や犯罪発生の状況、地域防犯活動の状況等を総合的に考慮し、事業に取り組んでいきます。

---

#### 4-7 制度の改善・見直し

---

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現を進めていく取組は、ソフト、ハードを含め多岐にわたり、いずれの取組も安全安心まちづくりにおいて必要不可欠な要素です。

しかしながら時間の経過とともに、取組に対する関心が薄れたり、形式的なものになってしまうケースもあるのが現状です。

こうした現状を回避し、常に時代にあった取組を展開していくため、市では「上越市みんな防犯安全安心まちづくり推進会議」と連携し、進捗状況の確認や効果の測定、制度の見直し・改善を行っていきます。

5 計画の体系

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くため、本計画では基本目標と、さらにその実現に向けた重点目標を設定しました。

これをもとに取組の基本方向を3つに区分し、それぞれの主な施策を総合的、体系的に整理し、計画の体系のとおり位置付けました。

計画の体系

